

行政訴訟（M）最高裁勝利判決報告集会を開催

掲示物不当撤去で9件目の勝利判決！！



地本は、10月20日、名古屋牧野コミュニティーにおいて『行政訴訟（M）最高裁勝利判決報告集会』を開催しました。

本件は、名古屋車両所分会において、会社が、組合掲示物を一方的に撤去した事件で、会社の不当労働行為を認めた組合側勝利の東京高裁判決を不服として、会社が最高裁判所へ上告審として受理するよう申告していたものです。そして10月15日、最高裁において会社の申立を「受理しない」と判断され、東京高裁判決、組合側の完全勝利が確定しました。勝利判決を受けて報告集会を開催しました。



主催者を代表して小林委員長は、「歴史に残る勝利だ！名古屋車両所分会が一丸となって闘っていただいた。懲りない会社に対し、これからも、悪事を許さない闘いをやっぺいこう！」と挨拶。また、来賓の淵上本部委員長は、「これで、掲示物不当撤去の件で最高裁判決が出されたのは9件目。これほど不当労働行為をしている会社は他にない。大阪の中労委、静岡の裁判の勝利に向けて、大きな勝利だ！」と挨拶がありました。

最後に、村上名古屋車両所分会長の「会社の不当労働行為を許さず、すべての裁判に勝利するためにガンバロー」と力強い団結ガンバローで集会を終えました。二部祝勝会は、場所を「昭和食堂」に移し、日勤終了後の組合員も加わり、大いに盛り上がりました。



最後に、村上名古屋車両所分会長の「会社の不当労働行為を許さず、すべての裁判に勝利するためにガンバロー」と力強い団結ガンバローで集会を終えました。二部祝勝会は、場所を「昭和食堂」に移し、日勤終了後の組合員も加わり、大いに盛り上がりました。

最後に、村上名古屋車両所分会長の「会社の不当労働行為を許さず、すべての裁判に勝利するためにガンバロー」と力強い団結ガンバローで集会を終えました。二部祝勝会は、場所を「昭和食堂」に移し、日勤終了後の組合員も加わり、大いに盛り上がりました。